

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	八、一六三	人
その他の職員	県立及び市町村立の特別支援学校	四、〇六八	人
	県立及び市町村立の中学校	九、五一五	人
	市町村立小学校	一六、四〇七	人
その他の職員	一、四二四	四六五	五一〇
	人	一、〇〇七	人

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一六三人」とあるのは「八、二二六人」と、「九、五一五人」とあるのは「九、六一九人」とする。